

かさしんリバース モーゲージローン

α

アルファ



ご融資金額

最大

3,000万円

使いみち

自由

リバースモーゲージとは

ご自宅を担保に融資を受け、その資金を豊かな暮らしに使っていただき、ご契約さまがお亡くなりになられた時にご自宅を売却して借入金を返済する金融商品です。

売却なしでご融資可能！



お悩みではありませんか？

- 老後の生活資金を確保したい
- 各種ローンの支払い負担を減らしたい
- 家族の生活を支援したい

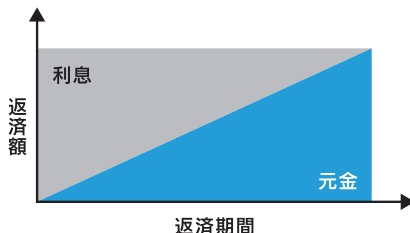
自由な
使い道で
暮らしを
豊かに！

いいね！

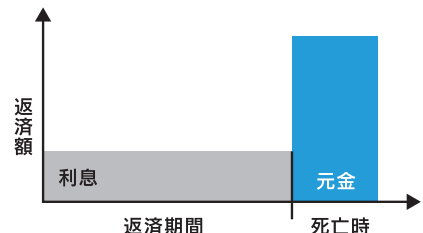
一般的なローンとの違い

毎月のご返済はお利息のみで、元金は相続人さまからの弁済、または担保物件の売却などにより一括返済となります。

一般的な
ローン



かさしん
リバース
モーゲージ



- 毎月の返済額(元金と利息の合計)が一定
※元金均等返済の返済額は、上記と異なります。
- 元金を支払い終わるまで返済継続

- 毎月の返済額は利息のみ
- お亡くなりになったら元金を一括返済

令和4年7月1日現在

商品の詳細は
裏面をご覧ください。



笠岡信用組合

<https://www.kasaoka.shinkumi.jp/>

かさしんリバースモーゲージローンα(アルファ)

ご利用いただける方	<p>次の条件をいずれも満たしている個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当組合支店所在地に在住の組合員の方(お申込人様) ●(連帯債務者の方には、お申込人様と同様に組合員にご加入いただきます) ●借入時の年齢が満50歳以上の方 ●収入があり、収入・納税等に関する証明書をご提出いただける方 ※但し、年金受給権者の方はお申込人・連帯債務者の方ともに当組合の口座にて年金受給されている方(当組合に変更できる方も可といたします。) ●土地付一戸建住宅及びマンションを自己所有されている方 ●お申込人の相続予定者全員から承諾が得られる方(別途、承諾書への署名が必要となります。)
ご融資資金の用途	自由(ただし、事業資金にはご利用になれません。)
ご融資形態	当座貸越契約(決められた極度金額内であれば繰返し借入が可能です。) ご夫婦で同居の場合は、配偶者の方を連帯債務者とさせていただきます。
借入限度額	借入極度額は最高3,000万円までとなります。(10万円単位) ご自宅の担保評価額の50%以内となります。 ※評価額は当組合所定の方法による評価となります。 ※尚、契約期間中において、担保評価額の見直しにより当初極度額を変更させていただく場合があります。
ご融資利率及び金利変動の方法	変動金利となります。 基準金利は短期貸出最優遇金利とし、基準金利の変更は毎年4月1日の短期貸出最優遇金利変更後、最初に到来する利息支払日より適用致します。
お利息の計算方法	貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月の15日にご融資利率にて当組合所定の方法により計算のうえ、指定口座から自動引落しさせていただきます。
遅延損害金	返済を遅延された場合、元本に対し14.6%(年365日の日割り計算)とします。
ご融資期間(ご契約の終了の時期)	原則、お借入れ人(及び連帯債務者の方の両方)がお亡くなりになられるまでとします。(同居の配偶者の方がいらっしゃる場合、連帯債務者として債務は配偶者に引継がれます。) 転居等によりご自宅を売却された場合も売却代金にて一括返済していただきます。
元金の返済方法	お借入元金は、契約終了時(上記「ご融資期間」欄をご確認ください)に一括返済していただきます。 原則として担保物件の売却代金により一括返済していただきます。 相続時、相続人様からの返済も可と致します。※なお、随時お手許資金による返済も可能です。(ご返済の際は、窓口へお申し出ください。)
連帯保証人	相続人となる方の中から1名が必要となります。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●居住用不動産に第一順位の根抵当権を設定していただきます。(設定登記費用はお客様のご負担となります。) ●担保となる物件は、原則として当組合支店所在地の一戸建て住宅及びマンションとさせていただきます。 ※設定金額(根抵当権極度額)は借入極度額の120%とさせていただきます。 ※設定金額(根抵当権極度額)はお取引期間中に変更が必要となる場合は変更登記をしていただきます。(変更登記費用はお客様のご負担となります。) ※火災保険にご加入いただき質権を設定させていただきます。
申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真付き本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等) ●所得証明書(年金受給者の方は年金額改定通知書等、年金額を証明するものも可とします。) ●承諾書(相続予定者の方) ●納税証明書(市町村が発行する完納証明書) ●住民票(世帯全員のもの) ●借主と連帯保証人及び相続予定者関係が判る公的書類(戸籍謄本等) ●固定資産評価証明書もしくは名寄台帳 ●不動産登記簿謄本(全部事項証明書)
手数料	不動産調査手数料 33,000円(税込)

※審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。※詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

